

エ コ ア ク シ ョ ン 2 1

環 境 経 営 レ ポ ー ト

2025年4月1日～2026年3月31日

2026年9月1日



宇 都 宮 文 化 セ ン タ ー 株 式 会 社

I 組織の概要	1
1. 事業者名及び代表者	
2. 事業所	
3. 環境管理責任者及び事務局連絡先	
4. 事業活動の概要	
5. 事業規模（設立年月・資本金・事業年度・売上高・従業員数）	
6. 登録許可	
II 廃棄物の取扱い状況	3
1. 運搬車両の種類と台数	
2. 産業廃棄物（許可の種類・許可の内訳・収集運搬実績）	
3. 一般廃棄物（許可の種類・許可の内訳・収集運搬実績）	
III 建設業工事の実施状況	5
1. 許可の種類	
2. 工事实績	
IV 対象範囲、レポートの対象期間及び発行日	6
1. 認証・登録範囲	
2. 対象期間及び発行日	
V 環境経営方針	7
1. 環境理念	
2. 基本方針	
3. 重点取り組み事項	
VI 実施体制	8
1. 実施体制（2025.4.1現在）	
VII 試行期間における取組み	9
1. 環境経営目標	
2. 環境経営計画	
3. 取組み状況の評価	
VIII 中期環境経営目標	1 2
1. 中期環境経営目標	
2. 中期環境経営計画	
IX 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無・・・	1 4
1. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果	
2. 違反、訴訟などの有無	
X 代表者による全体の評価と見直し・指示	1 5
1. MRへのインプット情報	
2. MRからのアウトプット	
3. 改善実施事項	

1. 事業者名及び代表者

宇都宮文化センター株式会社
代表取締役社長 阿部欣文

2. 事業所

- (1) 本社 〒321-0102 栃木県宇都宮市江曾島町2070番地
- (2) 日光支店 〒321-1421 栃木県日光市所野112-25
- (3) 県北支店 〒329-2924 栃木県那須塩原市中塩原409-2
- (4) 県南支店 〒328-0012 栃木県栃木市平柳町2丁目3-19
- (5) 茨城支店 〒308-0041 茨城県筑西市乙910
- (6) 取手営業所 〒302-0023 茨城県取手市白山4-7-11

3. 環境管理責任者及び事務局連絡先

環境管理責任者 山本 伸一
事務局(総務企画部) 岩崎 重雄
TEL : 028-633-6171 (代) FAX : 028-632-8415
E-mail : info@ubc-net.jp HP : <https://ubc-net.jp>

4. 事業活動の概要

- (1) 廃棄物収集・運搬事業
一般廃棄物収集運搬、産業廃棄物収集運搬
- (2) 清掃事業
貯水槽清掃、浄化槽清掃、下水管・排水管清掃、道路施設清掃
- (3) 調査・分析・点検事業
下水道の管渠調査、浄化槽点検、排水処理設備点検、貯水槽点検、地下水浄化施設点検
- (4) 工事事業
下水道管渠更生・補修工事、浄化槽設備工事、排水処理設備(グリストラップ)工事
- (5) 不用品回収事業
不用品回収、ゴミ屋敷清掃、遺品整理、ハウスクリーニング、生前整理
*片付け堂 宇都宮店【FC加盟店】

5. 事業規模

- (1) 設立年月 1964年(昭和39年)4月
- (2) 資本金 4,880万円
- (3) 事業年度 4月1日 ~ 翌3月31日
- (4) 売上高 19.42億円(2025年度)
- (5) 従業員数 106名(2026年4月 現在)

6. 登録許可

(2026.3.31現在)

許可名称	発行者	登録番号	有効期間
特定・一般建設業	国土交通大臣	国土交通大臣許可(般・特-4)第27068号	2023.3.30～2028.3.29
一般貨物自動車運送事業	関東運輸局	関自貨2第3356号	1996.11.1～
特例浄化槽工事業	栃木県	栃木県知事(届-18)第2027号	2023.3.30～2028.3.29
みなし登録電気工事業者	栃木県	栃木県知事届出第M20220130号	2022.11.11～2028.3.29
建築物環境衛生総合管理業	栃木県	宇都宮市14年総第23-2号	1990.2.10～2026.10.28
建築物飲料水貯水槽清掃業	栃木県	宇都宮市17年貯第12-8号	2023.12.22～2029.12.21
建築物排水管清掃業	栃木県	宇都宮市24年排第21-1号	2024.11.16～2030.11.15
毒物劇物一般販売業	栃木県	第X1464号	2026.4.1～2032.3.31
浄化槽保守点検業	栃木県	第87号環保第473号	2024.4.1～2029.3.31
浄化槽保守点検業	宇都宮市	第47号宇都宮市指令水質第82号	2024.4.1～2029.3.31
浄化槽保守点検業	茨城県	茨6第1102号 環対第1080号	2024.3.26～2029.3.25
浄化槽清掃業	宇都宮市	宇都宮市上下水道局許可第3号	2025.5.1～2027.4.30
浄化槽清掃業	日光市	日光市指令下第19号	2025.6.1～2026.5.31
浄化槽清掃業	栃木市	栃木市指令ク第24号	2025.7.1～2027.6.30
浄化槽清掃業	上三川町	上三川町指令地第218号	2025.4.1～2027.3.31
浄化槽清掃業(那須地区構成市町全域)	那須地区広域行政組合	組合指令第23号	2024.4.1～2026.3.31
一般廃棄物収集運搬業(汚泥)	宇都宮市	宇都宮市許可第5号(汚泥)	2025.7.1～2027.6.30
一般廃棄物収集運搬業(ごみ)	宇都宮市	宇都宮市許可第4号(ごみ)	2025.7.1～2027.6.30
一般廃棄物処理業	日光市	日光市許可第3号 日光市指令環第178号	2024.4.1～2026.3.31
一般廃棄物処理業(汚泥)	那須地区広域行政組合	組合指令第18号	2024.4.1～2026.3.31
一般廃棄物処理業(汚泥)	栃木市	栃木市指令環第101号	2025.4.1～2027.3.31
一般廃棄物処理業(ごみ)	栃木市	栃木市指令ク第70号	2024.9.6～2026.9.5
一般廃棄物処理業	上三川町	上三川町指令地第76号	2024.8.1～2026.7.31
一般廃棄物処理業	さくら市	許可番号092142-0-25	2025.9.10～2027.9.9
一般廃棄物処理業	寄居町	許可番号第B2602BU003号	2026.2.1～2028.1.31
産業廃棄物収集運搬業	栃木県	許可番号00900003744	2024.5.7～2031.5.6
産業廃棄物収集運搬業	東京都	許可番号第13-00-003744号	2022.4.22～2027.4.21
産業廃棄物収集運搬業	群馬県	許可番号01000003744	2023.7.2～2028.7.1
産業廃棄物収集運搬業	茨城県	許可番号00801003744	2021.10.25～2026.8.28
産業廃棄物収集運搬業	埼玉県	許可番号01104003744	2023.10.26～2028.10.9
産業廃棄物収集運搬業	福島県	許可番号00707003744	2025.9.9～2030.7.28
産業廃棄物収集運搬業	神奈川県	許可番号0140003744	2023.4.13～2028.4.12
下水道管路管理業	(公社)日本下水道管路管理業協会	総合管理・清掃・調査・修繕・改築第15039号	2024.4.1～2029.3.31
特定無線局	関東総合通信局	関包第22110号他	2022.6.1～2027.5.31
古物商許可	栃木県	第411230000721号	1998.11.12～
電気通信事業	総務省	A-03-18833	2021.6.16～
ディスプレイ排水処理システム維持管理業	(特非)ディスプレイ排水処理システム協会	第23091001号	2023.8.23～2029.1.31

注 手続中(返信待ち)

II 廃棄物の取扱い状況

1. 運搬車両の種類と台数

種 類	台数	備 考	種 類	台数	備 考
高圧洗浄車	4台	本社*4	バキューム車	9台	本社*5、日光*4
強力吸引車	4台	本社*4	パッカー車	13台	本社*10、日光*3
洗浄付吸引車	4台	本社*3、日光*1	コンテナ車	3台	本社*2、日光*1
給水車	2台	本社*2	ユニック車	1台	本社
TVカメラ車	3台	本社*3	ダンプ車	1台	本社
止水プラント車	1台	本社	トラック車	22台	本社*19、日*3
内面補修車	1台	本社	サービス巡回車	15台	本社*13、日*2
穿孔機車	2台	本社*2	営業車	11台	本社*10、日光*1
路面清掃車	1台	本社			

2. 産業廃棄物

(1) 許可の種類

産業廃棄物収集運搬業者

都道府県	許可番号	産業廃棄物の種類															備 考
		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	がれき類	ばいじん	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残さ	動物のふん尿	
注 1 栃木県	900003744	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
注 2 群馬県	100003744	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
注 3 茨城県	801003744	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
注 4 埼玉県	1104003744	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
注 5 福島県	707003744	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
注 6 神奈川県	1400003744		○				○	○	○	○		○	○	○			
注 7 東京都	1300003744	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

- (注意) 注1 石綿含有は 汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類の4種類のみ水銀使用製品は 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等の3種類のみ 水銀含有ばいじん等は該当なし
- 注2 水銀使用製品は 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等の3種類のみ
- 注3 石綿含有は 廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類の3種類のみ
水銀使用製品は 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等の3種類のみ
水銀使用製品を除く 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリの4種類
自動車等破砕物を除く 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等の3種類
水銀含有ばいじん等を除く 燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ばいじんの5種類
- 注4 石綿含有は 廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類の3種類のみ
水銀使用製品は 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等の3種類のみ
水銀含有ばいじん等は該当なし
- 注5 これらのうち石綿含有及び水銀使用製品を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く
- 注6 石綿含有は 汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類の4種類のみ
水銀使用製品は 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等の3種類のみ
水銀含有ばいじん等は該当なし
- 注7 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む

(2) 収集運搬実績 (2025年4月~2026年3月)

種 別	内 訳 (kg)	合 計 (t)
産業廃棄物	・ 燃え殻	7,450
	・ 汚泥	2,531,972
	・ 廃酸	780
	・ 廃プラスチック類	1,693,081
	・ 金属くず	105,629
	・ ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	18,146
	・ がれき類	49,530
	・ 紙くず	2,662
	・ 木くず	8,415
	・ 繊維くず	346
	・ 動植物性残さ	211,620
	・ 令第13号廃棄物	16
		4,630

3. 一般廃棄物

(1) 許可の種類

環境管理一般廃棄物収集運搬業者

(2) 許可の内訳

市 町	廃棄物の種類	許可番号	備 考
宇都宮市	一般廃棄物収集運搬業(汚泥)	許可第5号(汚泥)	
	一般廃棄物収集運搬業(ごみ)	許可第4号(ごみ)	
日光市	一般廃棄物収集運搬業	許可第3号 指令環第178号	
那須地区広域行政組合	一般廃棄物処理業(汚泥)	組合指令第18号	
栃木市	一般廃棄物処理業(汚泥)	指令環第101号	
	一般廃棄物処理業(ごみ)	指令ク第70号	
上三川町	一般廃棄物処理業	指令地第76号	
さくら市	一般廃棄物処理業	許可番号092142-0-25	
寄居町	一般廃棄物処理業	許可番号第B2602BU003号	

(3) 収集運搬実績 (2025年4月~2026年3月)

種 別	内 訳 (kg)	合 計 (t)
事業系及び、委託業務	・ 可燃ごみ	2,946,103
	・ 不燃ごみ	68,910
	・ 資源ごみ (缶・ペット)	5,720
	・ 資源ごみ (ビン)	107,620
	・ 資源ごみ (紙パック)	21,280
	・ 資源ごみ (布)	544,410
	・ 資源ごみ (新聞)	706,147
	・ 資源ごみ (雑誌・雑紙)	1,416,500
	・ 資源ごみ (段ボール)	2,984,390
	・ し尿	432,889
	・ 浄化槽汚泥	1,850,082
		11,084

1. 許可の種類

許可番号	建設業の種類		
国土交通大臣許可（特-4）第27068号	特定建設業	土木工事業	とび・土木工事業
国土交通大臣許可（般-4）第27068号	一般建設業	電気工事業	管工事業
		舗装工事業	しゅんせつ工事業
		機械器具設置工事業	電気通信工事業
		水道施設工事業	

2. 工事実績（2025年4月～2026年3月）

工事の種類		件 数	金 額（千円）	考 備
特定建設業	土木工事業	19件	188,040	
	とび・土木工事業	7件	44,790	
一般建設業	電気工事業	1件	3,600	
	管工事業	2件	4,911	
	舗装工事業	1件	1,840	
	しゅんせつ工事業	0件		
	機械器具設置工事業	25件	19,592	
	電気通信工事業	6件	8,516	
	水道施設工事業	0件		

（注 意）＊経営事項審査申請時の工事経歴書より抜粋

Ⅳ 対象範囲、レポートの対象期間及び発行日

1. 認証・登録範囲

全組織・全活動を対象とします。

2. 対象期間及び発行日

2025年4月1日～2026年3月31日（2026年9月10日 発行）

1. 環境理念

宇都宮文化センター株式会社は、地域及び地球規模での環境保全の重要性を深く認識し、生活環境メンテナンスを行う企業として、各種事業活動を通じて、豊かな人間性を発揮できる快適で安全な社会と生活環境の実現に貢献します。

2. 基本方針

- (1) 上下水道メンテナンス・水処理施設メンテナンス・ビルメンテナンス・環境メンテナンスをおこなうにあたり、環境に配慮したサービスの提供により、安全で確実な作業を実施すると共に、環境負荷の低減を図り、汚染の防止と環境保護に努めます。
- (2) 事業活動に適用される環境関連適用法規等及び協定等を遵守します。
- (3) 環境方針、環境目的・目標を定め、その実現を図り、定期的な見直しをすることにより環境経営システムの継続的改善を推進します。

3. 重点取り組み事項

- (1) 二酸化炭素排出量削減（電力、燃料の使用削減）
- (2) 廃棄物発生量の削減、リサイクルの推進
- (3) 水の使用量削減
- (4) 紙の使用量削減
- (5) 化学物質の使用量削減・適正管理、有害性の低い物質への転換
- (6) 利害関係者と協力した環境保全活動への取り組み
- (7) 本環境方針を社内外に公表し地域及び社会に対し、開かれた企業を目指します。

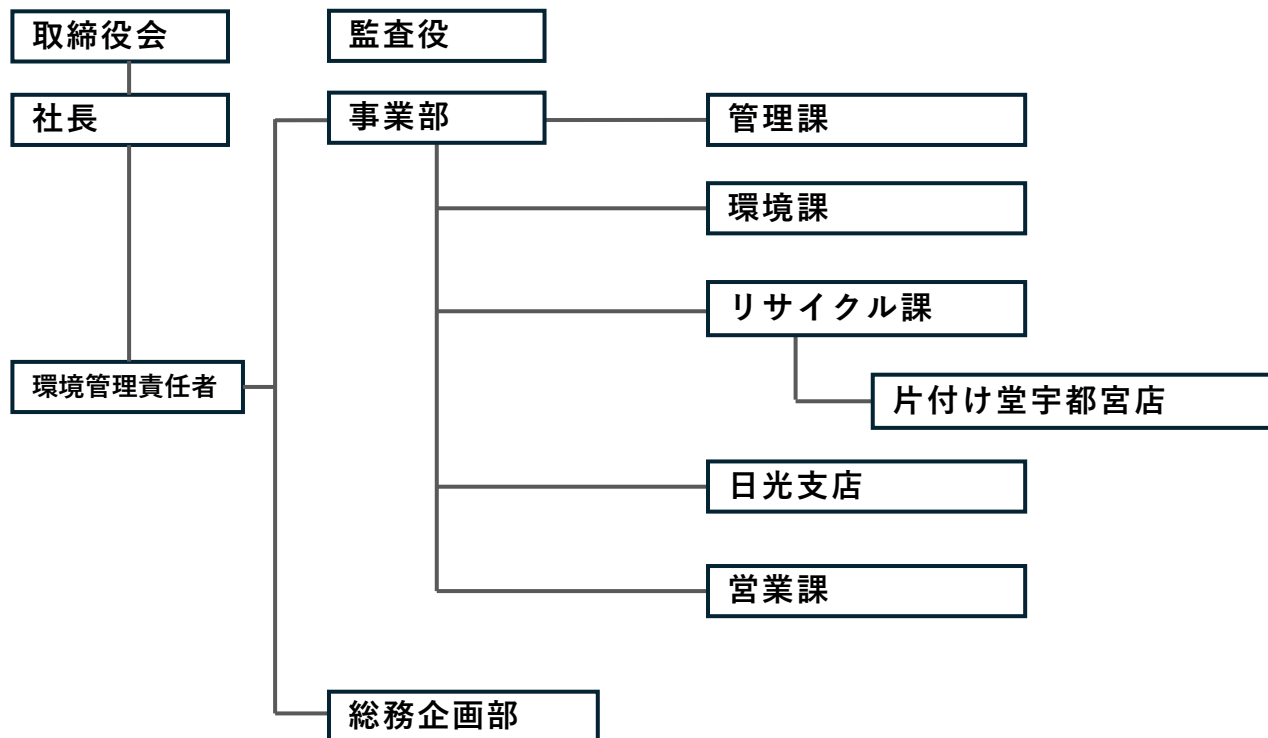
2025年1月6日

宇都宮文化センター株式会社

代表取締役社長

阿部 欣文

1. 実施体制（2025年4月1日 現在）



責任・権限者		主な環境業務分担
経営者		・「環境方針」の策定・安全衛生管理の統括 ・環境管理責任者の任命及び責任と権限の付与 ・マネジメントレビューの実践
環境管理責任者		・EMSの総合管理 ・目標の策定
事務局	総務企画部	・環境文書、記録の管理 ・教育訓練の統括・緊急事態準備対応・事業開発活動における環境保全活動の統括 ・5S運用管理
部門責	管理課	・水処理施設メンテナンスにおける環境保全活動の統括 ・環境計測器管理・化学物質管理 ・廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）の収集運搬における環境保全活動の統括
	環境課	・路面、側溝、貯水槽、排水管、汚水槽清掃、衛生害虫駆除における環境保全活動の統括 ・上下水道メンテナンスにおける環境保全活動の統括
	リサイクル課	・廃棄物（ごみ）の収集運搬、リサイクルにおける環境保全活動の統括
	日光支店	・日光支店内における環境保全活動の統括
	営業	・営業活動における環境保全活動の統括
	総務企画部	・事務活動における環境保全活動の統括 ・外部からの苦情窓口
内部監査員	監査員	・内部監査の計画、実施 ・内部監査結果の報告

1. 環境経営目標

項 目		2024年度基準	2025年度 2024年度の基準値と比べて▲1% (化学物質は▲1種類)が目標		累計 (目標値を100%として算出) 〔達成/未達成〕
			目 標	実 績	
二酸化炭素排出量削減に係る項目	電力使用量の削減 (単位:kWh)	155,815	154,257	148,616	103.8% 〔達成〕
	軽油使用量の削減 (単位:ℓ)	229,814	227,516	240,429	94.6% 〔未達成〕
	ガソリン使用量の削減 (単位:ℓ)	44,684	44,237	40,294	109.8% 〔達成〕
	二酸化炭素 総排出量 (単位:CO2-kg)	681,051	674,240	698,434	96.5% 〔未達成〕
廃棄物発生量削減に係る項目	産業廃棄物の削減 (単位:t)	812	804	767	104.8% 〔達成〕
	一般廃棄物の削減 (単位:t)	0.677	0.670	0.751	89.2% 〔未達成〕
市水使用量の削減 (単位:m³)		1,792	1,774	1,648	107.6% 〔達成〕
化学物質使用種類の削減 (単位:種類)		22	21→20	18	111.1% 〔達成〕
車両燃費の向上 (単位:km/ℓ)		5.06	5.11	4.77	93.4% 〔未達成〕

2. 環境経営計画

項 目		担 当	具体的活動内容
二酸化炭素排出量削減に係る項目	電力使用量の削減	全社員	・ 不要箇所、休憩時間等における照明の消灯 ・ 照度・タイマー点灯照明のセンサー動作確認 ・ 空調設定温度の適切管理(室内温度 夏26℃・冬23℃) ・ 空調フィルターの点検、清掃 ・ 電気湯沸かし器の適切な温度(低温)設定 ・ 太陽光発電の活用 (本社)
	軽油使用量の削減	各部門責任者	・ アイドリングストップ機能の活用 ・ 急ハンドル(加速)せず、経済速度による運転走行 ・ タイヤ空気圧の定期チェック ・ 暖気運転時間の適正化(5～10分)
	ガソリン使用量の削減	各部門責任者	・ アイドリングストップ機能の活用 ・ 急ハンドル(加速)せず、経済速度による運転走行 ・ タイヤ空気圧の定期チェック ・ 暖気運転時間の適正化(5～10分)
廃棄物発生量削減に係る項目	産業廃棄物の削減	各部門責任者	・ 分別による混合廃棄物の削減 ・ リサイクル率の向上
	一般廃棄物の削減	全社員	・ 紙使用の抑制(ペーパーレスの推進) ・ コピーミスの減少 ・ 分別の徹底
市水使用量の削減		全社員	・ 節水の呼びかけ掲示(手洗い場・洗濯場) ・ 井戸水使用の呼びかけ掲示(洗濯場)
化学物質使用種類の削減		各部門責任者・化学物質管理者	・ 適正な管理と取扱い(SDS記載事項の遵守) ・ リスクアセスメント対象外物質への転換検討
車両燃費の向上		全社員	・ アイドリングストップ機能の活用 ・ 急ハンドル(加速)せず、経済速度による運転走行 ・ タイヤ空気圧の定期チェック ・ 暖気運転時間の適正化(5～10分) ・ 車両更新時における高効率車両への置き換え

3. 取組み状況の評価

項 目		要 因	達成 状況	次年度の取組内容
二酸化炭素排出量削減に関する項目	電力使用量の削減	上期は外気温による影響でエアコン使用が抑制された。 下期については暖房使用は増えたと思われるが、工事に伴う保冷車の待機が少なかったため電力使用が抑制。	◎	温度管理をしっかり行い、暖冷房使用時における、省エネ喚起の啓蒙活動を継続する。 太陽光発電について、自家消費余剰分の電力活用を検討する。
	軽油使用量の削減	減車により全車両での総走行距離は前年を下回ったが、燃料の消費量の削減とはならず増加した。 弊社業務は車両を使用するものがほとんどのため、事業活動による使用が増加。	○	作業車のほとんどがディーゼル車であるため、売上金額との相関を捉え、事業活動による変動について検討を行う。
	ガソリン使用量の削減	今年度減車した車両の多くがガソリン車。 また、車両更新時はハイブリッド車など、低燃費車両を導入。	◎	冬季の暖気運転によるアイドリング時間の抑制など、省エネ喚起の啓蒙活動を継続する。
	二酸化炭素総排出量	電力についてはカーボンフリーとしているものの、弊社で排出量の大半を占める軽油の使用量増加に伴い排出量が悪化。	○	排出量の大部分を燃料由来が占めていることから、燃料消費量削減主体の活動を強化する。
廃棄物発生量削減に関する項目	産業廃棄物の削減	グリストラップ清掃作業における排出事業者の見直しと、受託工事における廃棄物減少による影響。	◎	排出事業者の変更が求められる案件について、顧客に理解を促し更なる適正化を図る。
	一般廃棄物の削減	ダンボールが上期と比較し、下期は倍増。ダンボールの処理方法についてカウントを改めたことが要因。	○	分別により減少した廃棄物もみられることから、今後も分別の徹底を継続する。
市水使用量の削減		節水の掲示表示などの意識改革の効果もあり、洗濯時の水道水の出しっぱなしも見られなくなった。 *但し、同居する子会社との分計が課題。	◎	同居する子会社との分計について検討、当面は子会社に対し協力要請を継続する。
化学物質使用種類の削減		ビルメンテナンス業務の撤退による大幅な削減 また各部署での理解・協力もあり、年度途中で目標を上積み。	◎	代替え製品への見直しを推進し更なる削減を目指す。
車両燃費の向上		前年と比較し総走行距離については減少していることから、PTO操作時における使用時間の影響	○	燃料使用量について走行時と、作業時の区分なども視野に検討したい。

【自己評価基準】

- ◎ : 100%以上
- : 80~100%
- △ : 50~80%
- × : 50%以下

VIII 中期環境経営目標（次年度以降の目標並びに計画）

1. 中期環境経営目標

項 目		2024年度基準	2025年度目標	2026年度目標	2027年度目標
		(2024年4月～ 2025年3月)	(2025年4月～ 2026年3月)	(2026年4月～ 2027年3月)	(2027年4月～ 2028年3月)
二酸化炭素排出量削減に係る項目	電力使用量の削減 (単位：kWh)	155,815	(基準期間-1%) 154,257	(基準期間-2%) 152,699	(基準期間-3%) 151,141
	軽油使用量の削減 (単位：ℓ)	229,814	(基準期間-1%) 227,516	(基準期間-2%) 225,218	(基準期間-3%) 222,920
	ガソリン使用量の削減 (単位：ℓ)	44,684	(基準期間-1%) 44,237	(基準期間-2%) 43,790	(基準期間-3%) 43,343
	二酸化炭素総排出量 (単位：CO2-kg)	注 基準値 681,051 (2024実績値) 689,421	(基準期間-1%) 674,240	(基準期間-2%) 667,429	(基準期間-3%) 660,619
廃棄物発生量削減に係る項目	産業廃棄物の削減 (単位：t)	812	(基準期間-1%) 804	(基準期間-2%) 796	(基準期間-3%) 788
	一般廃棄物の削減 (単位：t)	0.677	(基準期間-1%) 0.670	(基準期間-2%) 0.663	(基準期間-3%) 0.657
市水使用量の削減 (単位：m³)		1,792	(基準期間-1%) 1,774	(基準期間-2%) 1,756	(基準期間-3%) 1,738
化学物質使用種類の削減 (単位：種類)		22	(基準期間-1種類) 21→20	(基準期間-2種類) 20→19	(基準期間-3種類) 19→18
車両燃費の向上 (単位：km/ℓ)		5.06	(基準期間+1%) 5.11	(基準期間+2%) 5.16	(基準期間+3%) 5.21

(注 意) * 電気事業者の二酸化炭素排出係数は、下記の調整後係数を使用した。
2024年度実績の排出係数：東京電力0.431kg-CO2/kwh、レジル社 0.439kg-CO2/kwh
但し、レジル社契約分(高圧)は2024年6月、(低圧)は2024年12月支払い分からカーボンフリー契約へ変更のため0 kg-co2/kwhとした。

2. 中期環境経営計画

項 目		担 当	具体的活動内容
二酸化炭素排出量削減に係る項目	電力使用量	全社員	・ 不要箇所、休憩時間等における照明の消灯 ・ 照度・タイマー点灯照明のセンサー動作確認 ・ 空調設定温度の適切管理(室内温度 夏26℃・冬23℃) ・ 空調フィルターの点検、清掃 ・ 電気湯沸かし器の適切な温度(低温)設定 ・ 太陽光発電の活用 (本社)
	軽油使用量	各部門責任者	・ アイドリングストップ機能の活用 ・ 急ハンドル(加速)せず、経済速度による運転走行 ・ タイヤ空気圧の定期チェック ・ 暖気運転時間の適正化(5～10分)
	ガソリン使用量	各部門責任者	・ アイドリングストップ機能の活用 ・ 急ハンドル(加速)せず、経済速度による運転走行 ・ タイヤ空気圧の定期チェック ・ 暖気運転時間の適正化(5～10分)
廃棄物発生量削減に係る項目	産業廃棄物	各部門責任者	・ 分別による混合廃棄物の削減 ・ リサイクル率の向上
	一般廃棄物	全社員	・ 紙使用の抑制(ペーパーレスの推進) ・ コピーミスの減少 ・ 分別の徹底
水使用量の抑制		全社員	・ 節水の呼びかけ掲示(手洗い場・洗濯場) ・ 井戸水使用の呼びかけ掲示(洗濯場)
化学物質使用量の抑制		各部門責任者・化学物質管理者	・ 適正な管理と取扱い(SDS記載事項の遵守) ・ リスクアセスメント対象外物質への転換検討
車両燃費の向上		全社員	・ アイドリングストップ機能の活用 ・ 急ハンドル(加速)せず、経済速度による運転走行 ・ タイヤ空気圧の定期チェック ・ 暖気運転時間の適正化(5～10分) ・ 車両更新時における高効率車両への置き換え

IX 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果，並びに違反，訴訟などの有無

1. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果

環境関連法規（上段：公布年月日/ 下段：最終施行年月日）			管理項目	遵守評価
1	フロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律） 【環境省】	2001.6.22/ 2022.6.17	オゾン層保護、地球温暖化防止	○
2	下水道法 【国土交通省・環境省】	1958.4.24 / 2025.6.1	排水管理	○
3	浄化槽法 【環境省】	1983.5.18 / 2025.6.1	浄化槽管理、浄化槽清掃	○
4	水質汚濁防止法 【環境省】	1970.12.25/ 2025.6.1	排水管理	○
5	水道法 【厚生労働省、国土交通省、環境省】	1957.6.15 / 2025.7.1	水質管理	○
6	騒音規制法 【環境省】	1968.6.10 / 2025.6.1	騒音・振動	○
7	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律） 【環境省】	1970.12.25/ 2025.6.1	廃棄物管理	○
8	PCB処理特別措置法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律） 【厚生労働省】	2001.6.22 / 2025.6.1	廃棄物管理	○
9	自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律） 【経済産業省・環境省】	2002.7.12 / 2025.6.1	リサイクル管理	○
10	家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法） 【経済産業省・環境省】	1998.6.5 / 2020.4.1	リサイクル管理	○
11	消防法 【総務省】	1948.7.24 / 2025.6.1	防火管理	○
12	P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律） 【環境省】	1999.7.13 / 2023.4.1	毒物・劇物の取扱い基準	○
13	宇都宮市環境基本条例 【宇都宮市】	2001.9.28/ 2001.10.1	環境の保全	○
14	日光市環境基本条例 【日光市】	2011.3.1 / 2023.4.1	環境の保全	○
15	宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 【宇都宮市】	1972.3.28 / 2019.11.29	廃棄物管理	○
16	日光市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 【日光市】	1972.3.28 / 2019.11.29	廃棄物管理	○
17	宇都宮市下水道条例 【宇都宮市】	1965.3.30 / 2024.4.1	排水管理	○
18	貨物自動車運送事業法 【国土交通省】	1989.12.19 / 2025.6.11	運行管理	○
19	道路運送車両法 【国土交通省】	1951.6.1 / 2025.6.1	車両整備	○
20	道路交通法 【国土交通省】	1960.6.25 / 2025.6.1	安全運転	○
21	個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律） 【総務省】	2003.5.30 / 2025.6.1	情報管理	○
22	労働安全衛生法 【厚生労働省】	1972.6.8 / 2025.6.1	労働安全	○
23	建設リサイクル法 【国土交通省】	2000.5.31 / 2025.6.1	リサイクル管理	○

2. 違反，訴訟などの有無

環境関連法規等について遵守状況を確認した結果、違反はありません（2026.4.1実施）。

また、関連当局からの違反等の指摘に関してもありません。

なお、訴訟等についても同様に、創業以来ありません。

1. MRへのインプット情報 *報告者：環境管理責任者

報告の対象		詳細の内容
① 以前のMRへの対応	有	社歴の浅い社員について環境マネジメントに対する理解度が低いため、勉強会の開催や入社時における研修時での説明など、定着に向けた指導・育成が必要。
自社を取り巻く状況の変化	② 環境マネジメントシステムに関係がある外部・内部課題の変化	有 社員の退職と入社社員の減少による人員不足への対応が喫緊の課題。 燃料・光熱費や材料費等の物価高騰が課題。変化の激しい今の時代への対応が必須。
	③ 法規制等や利害関係者からの反応や意見・情報の変化	有 下水道管路の老朽化に伴う耐震化工事や長寿命化工事の増加。また、新型コロナの5類移行やインバウンドによる飲食・観光業界等の景気回復による廃棄物処理依頼が増加。
	④ 著しく環境に影響を与える活動や製品、サービスの変化	有 受託業務の増加による車両用燃料の消費拡大。物価・人件費の高騰により弊社が提供する商品・サービスについて値上げを実施。ビルメンテナンス業務撤退による、ビルメン課の廃止。
	⑤ リスク及び機会の変化	有 エッセンシャルワーカーとし、各自無理のない範囲において新型コロナ感染症の予防対策を継続実施
⑥ 環境目標の達成状況		有 ポストコロナによる社会情勢の変化もあり未達成も見受けられるが、概ね対応できていると判断。エコアクション認証取得に向け、新たに目標を設定。
環境MSの活動成果に関する情報	⑦ 不適合、及び是正処置の結果	有 本年度不適合対象が14件あったが軽微なものであり、それぞれにつき是正処置を行う。但し、内6件については廃止されたビルメン課であることから除外する。
	⑧ 監視及び測定の結果	有 監視経過における不適合事項は是正処置により対応され、概ね満足な結果が得られていると判断。
	⑨ 法規制等の順守状況の結果	有 各法規制等に対する順守状況は記録の確認を踏まえ良好であったと判断。
	⑩ 監査の結果（内部・外部監査）	有 昨年度の監査結果については是正効果を確認。 今回の監査結果における不適合については是正処置内容を確認。
⑪ 資源の有効性（人、設備、作業環境）		有 新型コロナ感染症の予防対策とし引き続き検温、手指消毒の実施を徹底（マスク着用は任意）。 また、社内の5Sをさらに推し進め、物と時間の無駄を削減し、より良い作業環境の整備を図る。
⑫ 苦情を含む、利害関係者からの反応や情報		有 埼玉県八潮市の道路陥没事故における救助対応（下水道の水替え作業）を行い内外から評価。
⑬ 改善につながる要素や情報		有 健康経営優良法人2025（中小規模法人企業）として認定。今後も従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」を実践。

2. MRからのアウトプット *指示事項：社長

改善の必要性		具体的内容
① EMSの継続的改善、他プロセスへのEMS展開や、戦略的方向性に関する改善事項	有	ウクライナ戦争や、中東での紛争により食料・資源エネルギー価格の上昇や、記録的円安により日本は物価高によるインフレが続いている。 また少子高齢化により人手不足が顕著になってきており業務の整理（取捨選択と集中）が必要と考える。生活環境を守るという当社の事業はEMSに直結した取組です。 毎日の生活に必要な不可欠のインフラメンテナンス力をさらに磨き、当社の強みを活かせる事業を伸ばすにもEMSをしっかり活用していきましょう。
② 資源(人・設備・作業環境・実施体制)を含む、EMSの有効性、及び変更の必要性	有	多様性を認め合い、違いを尊重し合える働きやすい職場環境を作り少子化に対応し選ばれる企業として魅力度を発信する必要がある。 リフレッシュ休暇や育児休暇の完全取得、年間休日を3年間で15日増やす目標を掲げており、DXやAIを活用しながらそれに対応出来る組織、業務改善が必要となっている。EMSを活用し「明朗な心で磨く」をスローガンに人間力・企業力アップを図ってほしい。
③ 環境目標が達成されていない場合の対処	有	環境保全を行う会社として、環境目標を特別なものとするのではなく、評価制度の行動目標としている通常業務の改善やお客様への提案を連動させる仕組み作りを指導しているが、まだ上手く運用できていない部署もある。 毎月のEMPチェックと、あしたのチームでの評価制度での行動目標を活用して、社員の意識を高めて社内全体に浸透を行ってほしい。

3. 改善実施事項 *報告者：環境管理責任者 / 確認者：社長

不安定な世界情勢による燃料・原材料の高騰や、デフレ脱却に向けた人件費の高騰で経費の抑制が求められる中、環境活動もひとつのツールになっていると考えます。

EA21認証後、車両に認証ステッカーを貼り社外の方々にPRを行うとともに、EA委員会の場を活用し、社員に対し地域活動・地域貢献についての協力も促しています。

導入から1年経過し委員会活動における土台も出来てきたことから、更なる活動発展に向け、来期は社員の環境意識の定着を目標に重点的に取り組んでいきたいと考えています。

